

**【重要】 中学の部論題の付帯事項修正のお知らせ**  
全国教室ディベート連盟事務局長 藤川大祐（千葉大学教育学部准教授）

**【みなさまに重要なお知らせ】**

第13回ディベート甲子園中学の部論題について、「携帯電話・PHS」の意味を明確にするため、付帯事項を以下のように修正します。（修正部分は下波線部分）

論題「日本は中学生以下の携帯電話の使用を禁止すべきである。是か非か」

\*携帯電話・PHS（通話機能のないインターネット端末を含む）を所有することと、継続的に借用することを禁止する。

\*身体に障害のある人については使用を認める。

**修正についてのご説明**

今回の論題では携帯電話のことを扱っていますが、最近ではさまざまな情報通信端末が発売されており、どこまでが「携帯電話」に含まれるのかを明示すべきと考え、論題公表後ではありますが、付帯事項の表記を修正することにさせていただきました。

これまで、携帯電話（PHSも含む）の会社は、通話機能のない情報通信端末を発売しています。たとえば、パソコンなどに接続してインターネット接続を可能にするデータ通信カードや、単独でインターネット利用が可能な電子手帳型の端末などです。

こうした端末は「電話」ではなくても、携帯電話に含めて考えられることが多く、国が定めた「無線設備規則」では「携帯無線通信」として通話機能のあるなしに関わらず同じ種類に含められています。

今回のディベート甲子園の論題でも、携帯電話の回線を使っているものについては、たとえ通話機能がなくてもインターネットに接続して電子メールやインターネット・サイトの利用ができるものについては「携帯電話」に含めて考える必要があります。このことを明確にするため、今回、付帯事項の表記を修正させていただきました。

なお、携帯電話の回線を使った端末には、「ココセコム」（セコム株式会社のサービ

ス）や「まもるっち」（東京都品川区が小学生に持たせている端末）など、他にもさまざまな端末がすでにあり、今後も新たな端末が発売される可能性があります。こうしたものについては、通話、電子メール、インターネット・サイトの閲覧のいずれかができるものは「携帯電話」に含まれ、そうでないものは「携帯電話」に含まれないということになります。単純な通報機能だけであれば「携帯電話」には含まれませんが、相手が限定されていても通話ができるものは「携帯電話」に含まれます。

また、最近のゲーム機や音楽プレイヤーには、無線LANを使ってインターネットを利用可能なものがあります。しかし、これらは携帯電話回線を使っていないので、今回の論題で言う「携帯電話」には含まれません。あるいは、かつてのポケットベルは、通話も電子メールもインターネット・サイト接続もできないので、「携帯電話」には含まれないこととなります。

今後も多様な情報通信端末が登場する可能性があります。携帯電話の回線が使われているかどうかということと、通話、電子メール、インターネット・サイトの閲覧ができるかどうかということが、「携帯電話」かどうかの判断基準となります。